

大野城市立大野東小学校「いじめ防止基本方針」

大野城市立大野東小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（文科省 2013.7「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に、職員一丸となって取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校運営協議会の活用

重大事態（P4参照）が発生した場合は、市教育委員会と協議の上、学校運営協議会を活用した「いじめ防止対策委員会」を設置し、重大事態への対処を行う。

(2) 職員終会での共通理解

毎週金曜日の終会にて、低・中・高・特支の順番に毎月各学年部1回ずつ情報交換を行い、共通理解を図る。

(3) いじめ対策チーム会議での共通理解と対応

いじめの事実が確認された場合、事案の共通理解と、対応について、管理職、該当学年主任、該当担任、養護教諭、生徒指導担当等で協議して早期対応・早期解決を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（いじめを生まない教育活動の推進）

(1) 日常授業の充実

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、達成感をもてる授業の実践に努めると共に、本校が校内研修で実施している「伝え合い」活動の充実に努める。
- 子どもたち自身が「学習が楽しい」、「ずっと友達と一緒に勉強したい」等の成就感、満足感を実感できる授業設計に努め、子どもの自己肯定感を高めるとともに、心の安定を図る。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳科の授業を通して、子ども一人一人が道徳的判断力（善悪の判断）を基にした善を行おうとする道徳的実践力を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、友達を大切にする心や思いやりの心等の道徳性を育てる。

○年間2回のいじめ防止のための授業を実践し、いじめに対する道徳的判断力を高める。

(3) 相談体制の整備

○毎月「心のミニアンケート」を実施すると共に、毎学期実施する児童への「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 学級の経営状況の客観的な検査の実施

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「アセス」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○「アセス」（7月と12月に実施）の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童にモラル教育をするなどしていじめの未然防止を図る。

○保護者と学ぶ規範意識育成事業等を活用し、親子で携帯電話やスマホ等のもつ危険性についての理解を図る機会をもつようにする。

○SNSなど、学校の指導の及ばないところで起きたいじめについては、大野城市教育委員会と協議して直ちに春日警察署に協力を仰ぎ、連携して指導に当たる。

(6) 学校相互の連携協力体制（小中、小小、保幼小連携）の整備、推進

○隣接する大野東中学校や近隣の小学校、保育所・幼稚園との情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 早期発見のための情報収集

○いじめの早期発見のためには、学級担任学年、その他教職員により日常的に意識的に注意深く観察し、情報の収集に当たることが大切である。

そのための日常観察の観点を次のようにする。

《日常観察の観点》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・交友関係の変化体調の変化や表情の変化服装の乱れや言葉遣いの変化・欠席状況遅刻、早退の状況持ち物の紛失持ち物の変化・金銭の使い方の変化保健室の来室状況の変化保護者からの情報等 |
|---|

《情報収集の方法》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・日常の観察・アンケート結果・教育相談・日記や作文など |
|--|

(2) 児童を対象とした「心のアンケート」(年3回)と「心のミニアンケート」(月1回)

○学期に1回「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童との教育相談を実施し、児童の思いや悩みをくみ取るようにする。「心のアンケート」の3回のうち、2回は自宅に持ち帰り保護者と一緒に答えるようにする。

(3) 「福岡アクション3」の実施

- 不登校傾向（不登校）児童への積極的な対応を通して、いじめに関する情報を収集する。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策チーム会議で対応を協議する。
- 重大ないじめ事件と判断される場合は、速やかに市教育委員会に報告を行い、いじめ問題対策委員会を設置し、対応する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、必要があると思われるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応を行う。
- いじめの解消については、いじめ認知から少なくとも3ヶ月間見守り、いじめがなくなったかを判断するものとする。

6 職員研修（一般研修）の実施

- 「福岡アクション3」「マンツーマン方式」を効果的に活用する、いじめ防止に向けた研修を行う。（年度始め）
- 外部講師を招いたいじめ防止研修を実施し、職員のいじめに対する意識の向上やいじめを生まない学級経営の在り方等についての見識を深める。（夏季休業中）
- 「アセス」結果の見方についての研修も外部講師を招いて実施し、現在の学級の状況把握とその打開策に関する研修を行う。（夏季休業中）

7 保護者や地域、関係機関との連携

（1）保護者との連携

- PTA総会や学年・学級懇談会の場や学校、学年だより等を通して、いじめ問題への取組状況等について、日ごろから伝え、保護者と学校の信頼関係の構築に努める。また、保護者からの相談には、家庭訪問の実施、迅速かつ誠実な対応に努める。緊急を要する場合においては、「いじめは、人間として絶対に許されない」という、いじめに対する基本姿勢をもとに、警察との連携や出席停止等の措置を含めた毅然たる対応を行う。
- 学校が作成した「いじめ防止基本方針」について、学校説明会や学校便り・懇談会、学校ホームページ等を通じて、児童・保護者等に説明を行い、啓発を図る。

（2）地域との連携

- 学校運営協議会でいじめに対する基本方針や学校のいじめに対する取組を報告し、地域でも子どもの様子を見守る取組が展開できるように努める。

（3）関係機関との連携

- 大野城市教育委員会、教育サポートセンターとの連携を図る。また、必要に応じて、その他、大野城市子ども家庭センター、大野東中学校や民生委員、児童相談所、少年サポートセンター、春日警察署、市SC、県SC、SSWなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨むようにする。

8 年間計画（P 5・6 参照）

9 評価と検証

- 「いじめに関する取組」を学校評価の項目として位置付け、検証・改善を図る。そのため、いじめの防止に向けた本校の取組に関して、児童と職員、保護者に年度末にアンケートを実施し、その有効性の検証を行う。
- 上記のアンケート結果をいじめ対策チーム会議で報告すると共に、いじめ防止対策の在り方について検討を行う。

10 重大事態への対処

（１）重大事態の定義

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- （文科省 2013.7「いじめ防止対策推進法」第 28 条より）

（２）重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 学校が調査を行う場合は、調査及び情報の提供については、設置者は必要な指導及び支援を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、春日警察署と連携した対応を行う。

いじめ防止対策委員会の設置について

1 設置の意義

いじめ防止対策法により、学校はいじめ防止のために、学校の中核として組織的な対応を促進する組織を設置することが義務付けられている。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第 22 条）

2 いじめ防止対策委員会の役割

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童の事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応

○心理や福祉の専門家（「市教育サポートセンター」配置の職員）（1名）
 ○学校運営協議会の委員（16名）校長、教頭、主幹教諭、区長、PTA会長、PTA副会長、市教育委員会、主任児童委員、中学校教頭、中学校主幹教諭、学識経験者、幼稚園教頭、保育園主任
 ○生徒指導担当（1名）
 ※必要に応じた関係者で編成する。

[計 18名]

* 資料. いじめ問題対策委員会を中心とした年間計画

	いじめ問題等対策委員会	未然防止 [プロアクティブ]	早期発見 [リアクティブ]	評価
4月	○いじめ防止基本方針についての検討、確認、説明 ○「いじめ未然防止・早期発見・早期対応の手引き【改訂版】」を活用した校内研修（職員研修） ○児童に対する情報交換	○学級開き ○個人面談 ○学習参観（いじめ防止基本方針の内容について保護者に説明） ○あいさつ運動	○学級の気になる子どもについて具体的に記述した一覧表の作成 ○いじめチェックリスト ○SSTの実施	
5月	○児童に対する情報交換	○全校朝会（いじめ防止について児童に説明） ○学校運営協議会（いじめ防について地域関係機関に説明） ○運動会 ○愛校作業 ○歓迎遠足・歓迎集会	○学校生活アンケートの実施 ○PTA組織への啓発 ○いじめチェックリスト ○SSTの実施 ○アセスの実施	
6月	○各学級での相談結果を集約していじめ問題に対する分掌組織で検討 ○児童に対する情報交換	○児童集会 ○あいさつ運動 ○学習参観・懇談会	教育相談週間 ○アセス検査の実施 ○いじめ無記名アンケートの実施 ○いじめチェックリスト ○SSTの実施	
7月	○児童に対する情報交換 ○アセス検査の結果を踏まえた考察と対応策の共有（職員研修）	○個人懇談会	○家庭に向けたリーフレットの内容を掲載した学校通信の配布 ○いじめチェックリスト ○SSTの実施 ○個人懇談	
8月	○福岡県「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を使った研修会 ○外部講師による生徒指導に関する研修（職員研修） ○アセス検査評価研修（職員研修）			
9月	○児童に対する情報交換	○あいさつ運動 ○学習参観 ○自然教室	○いじめチェックリスト ○SSTの実施	
10月	○各学級での相談結果を集約し	○たてわり集会	○いじめ無記名アンケートの実施	

	ていじめ問題に対する分掌組織 で検討 ○児童に対する情報交換	○遠足 ○東っ子祭り	トの実施 ○いじめチェックリスト ○SSTの実施	
1 1 月	○児童に対する情報交換	○音楽鑑賞会 ○修学旅行 ○歌声発表会 ○学習参観・懇談会	教育相談週間 ○学校生活アンケートの 実施 ○いじめチェックリスト ○SSTの実施	
1 2 月	○児童に対する情報交換		○いじめチェックリスト ○アセスの実施	
1 月	○児童に対する情報交換	○中学校職場体験 ○縄跳びチャレンジ ○あいさつ運動	○学校生活アンケートの 実施 ○いじめチェックリスト	
2 月	○児童に対する情報交換 ○各学級での相談結果を集約し ていじめ問題に対する分掌組織 で検討	○児童集会 ○学習参観・懇談会	教育相談週間 ○いじめ無記名アンケー トの実施 ○いじめチェックリスト	
3 月	○児童に対する情報交換	○お別れ集会 ○卒業式	○いじめチェックリスト	